

東北保健医療専門学校学則(抜粋)

(目的)

第1条 本校は、教育基本法・学校教育法・理学療法士及び作業療法士法・歯科衛生士法・社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、豊かな人間性と深い専門知識を修得させ、もって人類社会の進歩と福祉に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東北保健医療専門学校と称する。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(課程及び学科、修業年限、定員等)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	男女の別	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	理学療法科	昼	男女	3年	60人	180人
	作業療法科	昼	男女	3年	30人	90人
	歯科衛生科	昼	女	3年	30人	90人
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	昼	男女	2年	20人	40人

(在学期間)

第6条 生徒は、前条の修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開校記念日
- (4) 夏期休業(4週間)
- (5) 冬期休業(2週間)
- (6) 春期休業(2週間)

2 臨時休業はその都度定める。

3 休業日に授業を行うことがある。

(教育課程)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2 前項に定める授業時数の1単位時間は45分とする。

3 卒業までに履修させる授業時数は、修業年限2年の学科にあつては1,700時間以上、修業年限3年の学科にあつては2,400時間以上とする。

(授業時間の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位、実験及び実習並びに実技にあつては30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、各科目の出席時間数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 介護福祉科の介護実習については、出席時間数が授業時数の5分の4に達しない者は、当該科目について評価を受けることができない。

(入学資格)

第17条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者〔旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。〕

(7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(8) 本校において、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学手続等)

第18条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 入学を希望する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、入学検定料20,000円を添えて指定期日までに願出しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定し、入学許可を通知する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第30条の入学金を添えて手続をとらなければならない。

(転入学)

第19条 本校への転学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを

得ない事情があると認めるときは、選考の上許可することがある。

(転学科)

第20条 転学科を希望する者があった場合、前学科において履修した科目、授業時数、学力等を審査し、かつその理由が正当と認められるときは、校長が許可することがある。

(休学)

第21条 生徒が病気その他やむを得ない理由によって、2ヶ月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は1ヶ年以内とする。なお休学は2ヶ年以上継続できない。

3 前項の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第22条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、校長は当該生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は願い出て退学した者が、退学後1ヶ年以内に復学を願い出たときは、正当な理由があると認められた場合、復学を許可することがある。

(除籍)

第24条 校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

(1) 授業料等教育諸費を3ヶ月以上滞納し、督促をしてもなお納付しない者。

(2) 第6条に定める在学年限を超えた者。

(3) 第22条に定める休学期間に達してもなお修学できない者。

(4) 長期にわたり行方不明の者。

(課程修了の認定)

第25条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第26条 前条により医療専門課程作業療法科並びに理学療法科・歯科衛生科を修了した者には専門士(医療専門課程)の称号を、教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者には専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を、商業実務専門課程総合医療事務科を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を授与する。

(褒賞)

第28条 成績優秀にして、他の模範となる生徒は、褒賞することがある。

(懲戒)

第29条 生徒が、本校の規則に反し、又は本校の生徒の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行うものとする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者にこれを行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(納付金)

第30条 本校の入学金及び授業料等は別表2のとおりとする。

2 生徒は、在籍中、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより授業料を免除することがある。

第31条 既納の入学選考料、入学金、授業料、施設設備費、教科書教材費、諸経費等は原則として返還しない。

ただし、入学選考料と入学金以外の「学費」については、入学手続き後に返還する場合がある。

(授業料等減免)

第32条 本校は、別に定める「授業料等減免規程」により、選考の上、授業料等の減免を行うことがある。

(健康診断)

第33条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。